

# 近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と 土地集中形態について

——丹後国加悦谷縮緬機業地帯における

杉本利右衛門家の文書を中心として——

足 立 政 男

一、は し が き

二、加悦谷機業地帯の経済事情

三、糸・縮緬問屋の庶民貸と土地集中形態

(一) 利貸による機屋支配の確立

(二) 利貸による糸・縮緬仲買人の支配

(三) 利貸による農民支配の確立と土地集中

(四) 利貸による一般職商人の支配

(五) 質奉公による支配

(六) 頼母子講による利貸支配

(七) 近郷における村貸

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について (足立)

四、御用開商人・扶持商人としての藩貸

(一) 調達銀としての藩貸

(二) 御頼銀の上納

(三) 講銀による藩貸

五、むすび

一、はしがき

商人の発生が中世の特質であったのに対し、近世においてはこの商人が商業・高利貸資本家として大勢力をもつて存在するに至り、反封建的な成長を示すに至ったところにその特質を見ることが出来る。

およそ近世の商人は、商業に対する種々の抑制、或は身分的に最も賤しとされた政策・制度にもかかわらず近世を通じて有力な勢力に成長して行ったのである。そしてその蓄積された商業資本は、また田畑の兼併とか新田開発に投資され、或は大名貸付、或は庶民に対する高利貸付の資金として活用されたのである。そしてそれはさらに利貸資本の蓄積を重ね、或は問屋制家内工業などの、産業資本として投じられていくことになる。かくて資本の蓄積はますます増大し、次代への用意がなされるのであるが、特に巨富を積んだものが封建勢力たる大名の財政に食い込み、これを押えて没落をはやめつつ、自らは富み、同時に農村の貨幣経済の浸透に便乗、侵入してこれを支配し、封建農村の分解を促すといった姿を現出して来るのである。

そもそも近世において土地・農民を基礎とする封建領主が、貨幣経済の発展による財政の破綻を弥縫せんとして貞租収入の増加をはかるのは当然である。しかしてこれを農民の側からいうならば負担の加重以外の何もので

もなかつた。換言するならば、それ自体が貨幣經濟の渦中に入つて変質窮乏化していこうとする農村經濟は、同じく貨幣經濟の渦中に入つて破綻を示した領主經濟の補充のために過重な負担をもつに至るのであり、その意味で二重の影響をうけたのである。

かくて農村における貨幣經濟の浸透と領主側の誅求強化、さらに時を選ばず幾度となく襲来する飢饉等により、農民の窮乏化が深まるとき、必然的に高利貸資本の農村浸透が急速行われる。そしてそこには農民層の分化の現象が必然的に進捗するのであつて、窮乏農民の土地喪失・小作人化とともに、富裕なるものの土地兼併、寄生的地主の發展という結果が見られたのである。

一方武家支配層においても貢租の加重誅求によつてのみ、その財政が賄い切れず、窮乏と破綻を來たし、遂に貨幣資本をもつ、商人の經濟的勢力の前に屈服し、ひいては封建的身分制度を混乱する結果を招いた。封建社会全般の解体、崩壊を促進せしめる姿が領主側内部においても看取されるのである。本稿は、近世における在郷商人のもつ貨幣資本を以上の見地に立つて把握する場合の一実例として、同時に丹後縮緬機業發展の实情を具體的に把握するために、丹後国与謝郡加悦町における近世の糸・縮緬の巨商たりし杉本利右衛門家の利貸并に土地兼併形態をとりあげた次第である。

なお論文の資料は殆んどが杉本誠一（当主）家に伝わるものであり、研究にあたって快よく拝覽の便宜を図つて下さつた杉本氏に対し、さらに研究の御援助を賜つた加悦町明石の吉田武夫氏に対し心より感謝の意を表する次第である。

## 二、加悦谷機業地帯の經濟事情

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

近世における加悦谷機業地帯の経済事情を端的に知らしめて呉れるものとしては、明和八辛卯五月調製「機方要用控」<sup>(1)</sup>に次の一節ある。

縮緬発端之事

一、当町往古より機屋商売致し来候処先年宮津御城下に相成候節、殿様御上意に付加悦、後野両村より久右衛門、治左衛門と申兩人宮津江引越罷在候、夫より宮津町方絹織弘め段々及増長候、又此節に至候而ハ当所近辺爰かしこ袖小節杯致候ニ付、当町、両村之者存候者ハ右之様に機弘まり候而ハ、売先不捌ニ相成ル事を思ひ何成共珍敷物思ひ付、家業之助に致度存念銘々工夫致候処ニ当町小右衛門と申者縮緬習之ため京都西陣の奉公に参り、其節後野六左衛門と申者も右之心さし有之候ニ付京都商に上り候度毎に小右衛門奉公致候家へ参り兼々申合候、其後小右衛門京都より罷下り候節三河内村佐兵衛と申者も西陣より帰り候ニ付右三人申合縮緬織始只今に而ハ町内五六軒も機弘め申候、縮緬根元之由来如件

享保十三戊申年

と、加悦谷一带に縮緬機業の伝播した所以について、「当町往古より機屋商売致し来候処」「右之様に機弘まり候而ハ、売先不捌ニ相成ル事を思ひ何成共珍敷物思ひ付、家業之助にも致度存念銘々工夫致候処」、加悦より手米屋小右衛門の発奮を見、三河内村佐兵衛、後野村六左衛門等の熱心と相俟つて丹後縮緬が創業されたと述べ、加悦谷地帯に縮緬機業が創業されたのは加悦谷住民の経済生活の行き詰りを打開するためには必要欠く可からざるものであったことを明らかにしている。又寛文六年（一六六六）永井尙征の検地延高に対する陳情に關連して残されている機屋文書によると「当初両村（加悦・後野）の儀は外村に相替り山林等も無之、隣村の界は纔なる

小畔を界として近郷に接候間農業等も難相成渡世難澁に付、古代より絹屋並に精好、袖杯少々宛家業に致し罷暮らしていたのであった。更に石川村誌によると「私共儀、当村百姓相勤罷在候処、作高斗にては取続難仕御座候に付、為助力先年より縮緬機少々宛織来り申候」とあり、天明五年の算所村文書にも同様に「延高に而百姓困窮仕候に付、耕作の余業に機商売仕、助力を以て御年貢御上納仕来り百姓立行候」とあるようにその経済生活は裕福でなく、機業を必要としていたのである。しかも自分で蚕を養い糸を繰っているわけではなく、織り上げた製品を売る市場は遠い。とすれば、かかる地域に起り得る機業は最初から原糸の供給者——糸問屋と製品の販売担当者——縮緬問屋に支配され、この二人の主人に従属するいわゆる問屋制家内工業でしかあり得ない。かくて機屋は「乍恐右仕入金之儀、新糸前又は御上納代呂物代、銀御為替仕相立候時分は、人々大方仕入金借用仕候。其金も始終借り敷に相成候ものも多分御座候。」とある如き状態で縮緬問屋より仕入金の融資をうけ、借用していたのである。更にその経済生活の窮乏を訴えたるものとして宝曆十一年の加悦谷機屋行司から藩庁への願書に「然る処後野村と申地面狭く御高盛に而者未々口過難仕機商売之助力にて渡世来り申候。殊に東は温江、北は加悦、南は金屋、小畔を堺被自廻候村方にて、一畝にて茂切開き申事一向成不申、其上山林無御座候得者田畑之糞等迄近在より買調へ、野飼の牛も折節は買葉を与へ並に小普請共仕候而茂以手前買調へ糞等に至迄買揃申事に御座候得者、憐愍を以て機商売相交」とあり更に「外村は水吞日雇過之者迄茂薪を売り又は山畑にて雑穀を取り雪中を凌ぎ申す心当仕候得共、加悦、後野と申すは山林無御座候故、水吞、其日過し者迄も賃織、賃繰をば心当仕り、雪中凌申候云々」とあることよつて、加悦谷機業地帯の住民の経済生活は決して余裕のあるものではなかつたことが窺われるのである。彼等は縮緬を織ることよつて、雪深い丹後における「灰色」の最も苦しい、最も低級な農民生活から

脱出せんと試みたのである。殊に算所村では承応三年(一六五四)に「逃散」があつた。「当算所村は担平地と雖も地味悪敷往昔より困窮村にて承応三申午年てふさんいたし村中人民不残立除き申候<sup>(4)</sup>」とある如く、誅求に堪えかねた「村中人民不残」は徒党を組んで敢てその地を退転したのであつた。なお参考までに昭和十年頃の加悦谷の山林面積をもつて天保年代の一戸当り面積を推定すれば次の通りである。

	山林面積		天保十二年	
	町	戸	農家数	一戸当り
後野	二〇・四一	一七六	反	一・一一八
加悦	三・九五	一四八		〇・二二〇
加悦奥	一五九・四五	一七六		九・〇一八
算所	三・五五	八〇		〇・四一三

また西原年代雑誌に「<sup>(5)</sup>七丙申年、五月二十一日頃より雨降り続き六月土用入りより米高値銭札一匁に米七合と相成り候、其の米無之貧民困窮餓死する者多し云々」とあり、幾度となく襲い来る凶洪の大惨状を詳細に記載しており、近世における加悦谷住民の窮乏生活を明かにすることが出来る。天保八年の岩屋村の農民構成をみても「当時岩屋村百九十九軒三十九組の集合体にて百姓百二十七人の内三十九組親、残り八十八人と水吞六十八人とが組子、外に村三役人四名にて都合百九十九人にて村中脱漏なし<sup>(6)</sup>」とある如く水吞層が村民の三分の一強の比率を占めており、近世封建農村の解体に類していたことが明かにされると同時に加悦谷における他の村々の農民分解の進行実態を推測し得るのである。かかる経済事情下にある機業地帯に、原料糸を供給し、製品の販売を担当する、糸・縮緬問屋兼営の富商が出現し、その豊富なる商業・高利貸付資本によつて機業家を支配し、農民を

支配し、土地を集中していく過程が見られるのは必然的な結果であった。

(1) 加悦町字加悦機業総代所蔵

(2) 石川村誌 四一〇頁

(3) 天明五年機屋より「御尋に付乍恐奉申上口上覚」

(4) 加悦町誌 九四頁

(5) 丹後岩屋村誌 四七二頁

(6) 「同村誌」 二五八頁

### 三、糸縮緬問屋の庶民貸と土地集中形態

(一) 利貸による機屋支配の確立

周知のように、丹後縮緬機業はほとんど創始と同時に機屋・糸問屋・糸仲・飛脚・京問屋の組織により生産配給を行っていた。ところで、これらのうち機屋と密接な関係をもつ商業・高利貸付資本家は産地問屋と京問屋であるが機屋を直接支配するに至ったのは地元の豊富な商業資本、利貸資本を蓄積した糸・縮緬問屋であった。したがって本論文においてはもっぱら産地における糸・縮緬問屋の機屋支配確立過程について論述することにする。

徳川後半期において、加悦谷機業地帯における農民の階級分化はかなり進んでおり、「作高斗りにては百姓相統難仕」しとある如く、貧農機屋が糸問屋の支配下にあつたことは、すでに述べたところであるが、その支配過程の実例をあげるとおよそ次の如くである。

借用申銀子事<sup>(1)</sup>

一、銀志貫九百五拾日

金三拾両

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

内

一、銀九百七拾五匁 亥正月 金拾五兩 渡し

引メ改九百七拾五匁 加利

右之銀子體ニ預リ申候実正明白ニ御座候然ル上者米ル丑より卯迄三ヶ年内急度返済可仕候若し少々ニ而茂不足仕候へバいか様成義ニ而茂被為仰附可被下候相違等之儀御座候へバ加判者罷出急度算用為致相渡し可申候為後日証文仍而如件

借用主

文政十亥正月

加悦町 弥七郎 印

同断請人

庄 助 印

同断組合

友治郎 印

同所

元治 良殿

右は機屋に対する利貸であるが、貧困な零細機屋に飯米を貸付けた例証としては次の如きものがあげられる。

覚<sup>(2)</sup>

一、御米貳俵

代銀六拾匁八分

右之通體ニ借用仕候処実正ニ御座候米ル寅三月晦日限り急度相立可申候万一間違御座候ハ請人急度相立させ可仕為後日之一札依而如件

文政十二丑十二月 日



本人

友次郎<sup>印</sup>

世話人

庄八<sup>印</sup>

組合中<sup>印</sup>

手米屋

元治郎様

右の文書は飯米を一人の機屋に貸付けた例証であるが、更に多くの貧困機屋に米を融通しているものとして、

米八拾俵を二十二名に融通している事実が発見される。

証文一札之事<sup>(3)</sup>

一、米三俵 武三郎<sup>印</sup> 一、米三俵 利兵衛<sup>印</sup>

一、同貳俵 善四郎<sup>印</sup> 一、同三俵 八平<sup>印</sup>

惣米高

メ八拾俵也

(貸付人数合計二十二名)

右者は迄飯料ばかりの米買調候節ニ手間損有之難波仕候付右之通開米御願申上候処御承知被成下難有存奉候然ル上者銀子引替ニ而御渡可被下候勿論相場高下ニ不拘人別之内少しも不算仕候ハハ毫丁連中限リ致割符付元利共早速御勘定可仕候為後日之証文依而如件

弘化三年午正月 日

請人 次助<sup>印</sup>

世話人 為五郎<sup>印</sup>

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

下組町主手米屋

同 兵 助  
同 庄 八

元 治 郎殿

即ち二十二名の零細機屋が連名で飯米の予約を手米屋元治郎にしているのである。絹糸・縮緬商たる手米屋元次郎が、その蓄積せる財力によっていかに町内の多くの貧農機屋を支配していたか、又如何なる過程で支配が行われたかがこの史料によって明らかにされるのである。

更に機屋に対する利貸の回収を機屋組合の引受を通じて行っている例として、更に又貸金の一部を出世証文として貸与し、機屋の救済図っているとも見られる例として次の如きものがあげられる。

内 済 為 取 替 一 札 之 事 <sup>(4)</sup>

一、銀九百八拾壹匁三分七厘

借用銀此度御願辻

内

百 匁

私親類より出銀今立

貳百匁

私親類儀八より致調達当時立

三拾匁

私より当時立

外ニ

貳百七拾匁

来丙より丑迄五ヶ年賦

別紙証文相渡ス

三百八拾壹匁三分七厘

出世証文相渡す

右借用銀出入御訴訟被申上候所下済可仕旨被仰付加悦奥村庄屋善兵衛殿後野村庄屋長兵衛殿段々取証御挨拶被斗右之通事済被成下忝奉存候為後日之済候為取替証文仍如件

文政七年申四月

算所村本人

嘉右衛門 ㊦

前書之通及事済候処相違無之候為奥書仍而如件

同 村庄屋

源右衛門 ㊦

加悦町

元 治殿

別紙

年賦証文之事

一、銀貳百七拾匁

来、酉、より、丑、迄、五、ヶ、年、賦、壹、ヶ、年、ニ、五、拾、四、匁、毎、年、暮、立、組、合、引、受、相、渡、し、可、申、候、

外ニ

一、銀三百八拾壹匁三分七厘

私、出、世、仕、候、ハ、ハ、其、節、元、銀、御、返、済、可、申、候、

右者此度御挨拶被成下右之通御承引被成下忝奉存候然ル上ハ年賦約束之通相立可申候万一本人差滞候ハハ組合引受組合より急度相渡可申候為後日之組合連判いたし相渡置申候仍而如件

算所村 本人

嘉右衛門 ㊦

同組合惣代

源 助 ㊦

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について (足立)

加悦町

元 治殿

(1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵

(2) 同 右

(3) 同 右

(4) 同 右

(二) 利貸による糸・縮緬仲買人の支配

ここに糸・縮緬仲買人というのは機屋と糸問屋、機屋と縮緬問屋にあつて生糸及び縮緬の購入と販売の仲介をするところのものである。慶応二年の「糸中買手先人別控」<sup>(1)</sup>によると加悦谷後野組における糸仲買人は凡そ次の如くである。

後野組

加悦町 十七人

加悦奥 五人

算所村 五人

三河内村 六人

明石村 四人

右五ヶ村 三十人

手前支配（手米屋元治郎）

後野村 拾五人

温江村	四人
金谷村	式人
与謝村	四人
右四ヶ村	二十五人
後野佐重郎支配	
雲原村	拾三人
右七ヶ村	雲原源右衛門支配
河守町	二十六人
関村	三人
天田内村	拾三人
二俣村	壹人
内宮村	壹人
日藤村	三人
右六ヶ村	
関村儀兵衛支配	
惣ノ拾六ヶ村	人数百貳拾式人

右にあげた如く後野組だけで百二十二名の糸仲買人と四名の行事の名前があげられている。手米屋元治郎は加悦町、加悦奥、算所村、三河内村明石村合計五ヶ町村、三拾七名の糸仲買人の行事役としてこれを支配していることが明らかにされるのである。

しからば彼がこれら糸仲買人を如何にして支配するに至つたかについて考察を加えるに、全く彼の豊富な商業資本と利貸資本によつて糸仲買仲間を制圧したに外ならないのである。

「例証一」

覚<sup>(2)</sup>

一、糸目メ五貫九百三十拾毫匁

此銀拾毫貫五百六拾五匁四分也

七月廿八日元

右者銀子隨ニ借用仕候処実正明白也然ル上ハ九月十五日限り元銀利共此手形を以つて引替相渡し可申候為念仍而如件

丑八月四日

木綿屋

六兵衛<sup>印</sup>

手米屋利右衛門殿

「例証二」

借用申銀子之事<sup>(3)</sup>

一、銀貳貫三拾五匁四分

組糸代銀

此質物 山林沓ヶ所

右之通糸代銀隨ニ借用仕候処実正明白御座候然ル上者来ル四月晦日限り急度御返済可仕候若万一本人不埒之節、請人罷出右之質

物売払以正銀御勘定可仕候為後日一札依而如件

慶応四辰三月

本人 但馬屋

多治衛

丹組  
後太野

受人 但馬屋 新次郎

組合中

但馬屋 印

右にあげた「例証一」は生糸五貫九百三十拾匁、此の代銀拾匁貫五百六拾五匁四分を木綿屋六兵衛に貸付たものであり、「例証二」は糸代銀を貸付けて山林ヶ所を質物として書入れしめたものである。ここに彼の商業資本が利貸資本と表裏一体となつて活躍し、糸仲買人を支配していく過程を明らかに示しているのである。更に彼の利貸資本は縮緬の仲買人をも支配するに至っている。その例証としては次の如くである。

「例証一」

覚(4)

一、銀拾五貫八百五拾九匁式分

内四百八拾五匁 金五両手附渡し

引メ銀拾五貫三百七拾四匁式分

九月三日元

右者勘四郎様縮緬代儲ニ借用仕候間御承引被下候御当家へ勘定可仕候為後日書付差上申候以上

(慶応三年)

丑九月二日

弓木

表屋 仲

藏

丹後 表仲 弓木

手米屋

利右衛門様

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

「例証二」

十一月二日元

覚<sup>(5)</sup>

一、銀九貫百九拾四匁五分也 但し縮、縮、代、銀、也、利、足、日、四、厘、定、

右之通髓 = 借用仕候処実正也然ル 上者当十五日限リ元利共急度返済可仕候為後日之依而如件

慶応元年

丑十一月三日

津国屋

伊左衛門

命 丹後 津伊 雲南

右にあげた「例証一」は弓木村の縮緬仲買人、仲蔵に対する融資であり、「例証二」は、同じく縮緬仲買人津国屋伊左衛門に対する売掛金の融通である。かかる融資の事例は無数にあるのであって、その間の利殖も無視出来ない額に上ったものと推測される。又かかる糸ならびに縮緬の取引上にかける彼の豊富な商業資本は、彼をして益々糸・縮緬業界における支配者としての地位を確立せしめる結果を招来したのであった。

(1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「糸中買手先人別控」

(2) 同前 「覚」

(3) 同前 「借用申銀子之事」

(4) 同前 「覚」

(5) 同前 「覚」

(三) 利貸による農民支配の確立



丹後縮緬機業はすでに述べた如く「作高斗にては取続難仕御座候に付為助力先年より絹縮緬機少々織来り」たる貧農の「農閑余業」であった。従つて貢租の重圧、或は幾度となく襲来する凶洪、業界の不況等に遭遇した場合には忽ちにして彼等の経済生活は危険に頻したのである。そして彼等は、溺れるものは藁でも掴む形で、商業高利貸資本の支配下に走らざるを得なかつたのである。

今、手米屋利右衛門が近郷諸村の農民を支配するに至つた過程を見るに凡そ次の如くである。

「例証一」

銀子借用申証文之事<sup>(2)</sup>

一、銀貳貫貳百拾匁五分

卯十二月

同壹貫貳百八拾九匁五分

辰三月十七日

右之質物高九斗此反別六反五畝歩

別紙にえず相添書入可申候

右之通り銀子借ニ借用仕候去卯御年貢ニ、上納仕候実正明白ニ御座候。然ル上ハ三ヶ年之間借用仕候利足之儀ハ暮々ニ相立可申上候午之十二月限りニ元利共御勘定可仕候若万々一相滞候ハ、右質物受人方江引取正銀以御返済可申上候為後日証文加判仍而如件

文政三年辰春

丹後与佐郡温江村

借主

庄次郎<sup>印</sup>

茂右衛門<sup>印</sup>

与右衛門<sup>印</sup>

徳四郎<sup>印</sup>

前書之通り相違無御座候以上

百姓代	庄左衛門
組頭	藤左衛門
庄屋	善八

同国同郡加悦町手米屋

元次郎殿

但馬出石郡中山村

六 平殿

〔例証二〕

借用証文之事

一、御困米貳拾俵也

此訳 元治郎殿より拾壹俵  
庄藏殿より九俵也

代銀八貫八百目

但シ 利足壹割半定メ

右者当己年古来稀成凶作付ニ来年農料手当一切無之誠ニ必死困窮之折柄無理成歎願仕候処以御慈情御聞届被成下誠ニ難有仕合奉  
存候然ル上者米代銀元利共引替仕相場高下不拘来午七月晦日迄皆済可仕候若シ咄人ニ而も不勘定之者有之候共連中より急度相弁  
少々も御心配相掛不申候為後日拜借証文依而如件

明治貳巳十二月晦日

当町下ノ町 借主

与右衛門

常次

前書之通無相違御座候不勘定之節者請人より御勘定可仕候為其奥印仕候以上

杉本元治郎殿

尾藤庄藏殿

〔例証三〕

借用申銀之事<sup>(4)</sup>

一、銀貳百貳拾貳匁也

但シ利足壹歩貳定

右者当御年、貢米代御頼申上候処御取替被下儘ニ借用仕実正明白ニ御座候然ル上者来酉八月晦日元利とも無間違御返済可仕候為後日之借用証文仍而如件

万延元年申十二月廿九日

滝村文吉<sup>印</sup>

喜右衛門<sup>印</sup>

治平<sup>印</sup>

亀次郎<sup>印</sup>

利兵衛<sup>印</sup>

庄右衛門<sup>印</sup>

字平治<sup>印</sup>

勝治<sup>印</sup>

請人

伊兵衛

同断

喜平治

加丹 今伊	加丹 壽喜
----------	----------

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

四七 (四七九)

手米屋

利右衛門様

〔例証四〕

端書一札之事<sup>(5)</sup>

一、座敷巻軒

但シ

八畳敷  
六畳敷  
四畳敷

巻巻間  
巻巻間  
巻巻間

此附物

襖 拾巻本

間戸 五本

雨戸 九本

障子 六本

畳 式拾畳

敷石 一切

雨石 数七本

雪隠 一切

風呂 巻ッ

口之間折戸 式本

同障子 式本

妻戸 巻本

蘭間 式牧

代金五拾七兩也

右之通亮渡申処実正ニ御座候品代銀隨ニ請取申候尤建物之義者当月中御勝手次第ニ御引取可被下候為後日仍而如件  
文久四年子三月 日

壱主 藤兵衛

同断 八 藏

鍋屋

治 助様

手米屋

喜平 治様

右に引用した「例証一」は年貢上納に困窮した農民に田圃を質物にして利貸したものであり、彼の利貸による土地集中と農民支配の過程を物語るものである。「例証二」は、「古来稀成凶作ニ付来年農耕手当一切無之誠ニ必死困窮」に陥入った町内の貧農達に佃米貳拾俵を利息年一割半で貸付けたもので、誠に彼はその豊富なる財力でもって、農民達の死命を制していたといつても決して過言ではないのである。「例証三」は年貢米を立替えている場合の例であり、窮迫せる農民の経済生活の奥深く浸透していく彼の利貸資本と、その制圧下に立たざるを得なくなっていく農民の具体的な姿をそこに発見出来るのである。「例証四」は彼の家財を集中していく具体的な姿を描出せるもので浮沈の激しい機業地帯にあつて、零落破産の憂目に遭うものから、その家財を廉価に集中し、益々富豪化していく彼の姿をここに見出すことが出来るのである。

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

土地購入統計表 (残存土地購入証文による)

年 代	西 暦	代 年号	購入金額	件数	購 入 種 類 と 積 累													
					上 田	中 田	下 田	上 畑	中 畑	下 畑	山 林	屋 敷	家・屋敷	家	その他			
1789~1800	寛政	寛政	買 入 0.020.00	1	反 越 歩 0.0.26.00	反 越 歩 0.0.09.50	反 越 歩	反 越 歩	反 越 歩	反 越 歩	反 越 歩	反 越 歩	反 越 歩	1	軒	家	無 高 1斗1升	
1801~1803	享和	享和	0.500.00	1			2.1.15.00		0.2.03.00									
1804~1817	文化	文化	7.814.00 (不明1)	13	4.7.17.00	8.2.24.00	2.3.14.50	0.7.09.00				(山畑) 1ヶ所	0.6.08.00		1	軒	家	無 高 1斗1升
1818~1829	文政	文政	2.850.00 米1石	3		0.9.29.00	2.4.23.00	0.3.11.50				(山畑1ヶ 所)1ヶ所	0.3.20.00					
1830~1843	天保	天保	4.185.00	7	3.3.06.50	3.1.15.00	1.3.18.00	0.6.19.00					0.3.10.00		1	軒	家	
1844~1847	弘化	弘化	不 明	1		2.3.17.00				0.1.18.00								
1848~1853	嘉永	嘉永	7.225.50	10	1.6.16.00	0.4.19.00	7.1.24.00	0.9.10.00		0.2.25.00		4ヶ所	0.3.15.00					
1854~1859	安政	安政	0.720.00	2	1.2.17.00		2.7.15.00						0.0.10.00					
1860~	万延	万延	0.625.00	1			1.7.06.00											
1861~1863	文久	文久	25.680.48 金57両 不明1作	8	5.4.29.25	1.7.19.00	2.4.18.00	0.1.13.00					1.0.00.00		1	軒	家	
1864~	元治	元治	3.300.00	1			0.8.15.00					2ヶ所	0.8.19.00					
1865~1867	慶応	慶応	9.555.40	3			0.6.15.00											
果 計			62.475.38	51	16.5.21.75	17.7.27.50	22.9.28.50	2.8.02.50	0.2.03.00	0.4.13.00		7ヶ所 (山畑 2ヶ所)	3.5.22.0	1	軒	家	無 高 1斗1升	

5町7反3畝17坪75

3反4畝18坪5厘

要するに彼は家業たる糸・縮緬問屋において蓄積したる豊富な商業資本を利貸資本へ転用し、或は土地購入資金として活用し、農民の凶洪と貢租の誅求による経済的破綻に対して、前貸或は利貸による土地抵当、或は質地による流地によって土地を集中していったのであり、時には貨幣を必要とする農民の廉価なる売却地を購入集積したのである。

今杉本家に残存する土地購入証文を集計すると右表の如き購入状況を示している。

右の表によって土地集積の開始されたのは大体寛政年代で明治維新まで約六七十年間に田地五町七反三畝十七歩余と畑地三反四畝十八歩余、屋敷三反五畝二十二歩、山林七ヶ所、山畑二ヶ所家屋六軒が集中されており、彼の家業における隆盛、商業資本、利貸資本が如何に近郷諸村の農民の上に活躍し、これを制圧支配していたかが明らかにされるのである。なお彼が此の間に土地購入に投じた資金は六拾貳貫四百七拾五匁の巨額に上っているのである。

- (1) 石川村「村誌」四一〇頁
- (2) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「銀子借用申証文之事」
- (3) 同前「借用証文之事」
- (4) 同前「借用申銀之事」
- (5) 同前「端書一札之事」

#### (四) 利貸による一般職商人の支配

利貸によつて、機屋、糸・縮緬屋、農民達を逐次制圧、支配していった過程についてはすでに述べて来たところであるが、彼の蓄積された豊富な商業・高利貸本は更に近郷の一般職商人の経済生活にも浸透していったので

ある。次にその浸透と支配の過程を示唆して呉れるものを二三あげることとする。

(4) 油商人に対する貸付

油商人の元手金を貸付け、屋敷を質物にしているもので、ここにおいても土地集中過程の契機と結果を明らかにし得るのである。

借用申銀子之事<sup>(1)</sup>

一、銀百五拾目也

此質物ニ居屋敷但シ高三斗五升九合六勺

右之通髓ニ借用仕候所実正也然ル上油売、元手御貸被下忝仕合ニ奉存候年式季ニ利足差入申候若シ万一不勘定出来候節ハ右書入質物請人方へ引取売払以正銀返済可仕為後日之一札依而如件

安政六年未九月 日

本人 喜右衛門印

請人 庄 八印

手米屋

利右衛門殿

(四) 瓦屋に対する貸付

瓦製造業者に貸付けた場合の例である。加悦谷は丹後における瓦焼製造の本場にして、その原料たる良質の粘土が加悦町・桑銅村から石川村にかけて豊富に埋蔵されており、特に明石瓦は良質と高級をもつて近郷にその名声をうたわれ、今尙伝統の瓦焼く煙は後を絶たず盛に生産を続けている。ここにあげた例証はその瓦製造業者が上納に差詰り、瓦製造株と家老軒、焼瓦五千枚を質物にして利貸をうけた場合である。



借用申銀子之事<sup>(2)</sup>

一、銀壹貫百四拾五匁

右之銀子體ニ請取酉之御上納ニ相立申候実正明白ニ御座候此實物として、家、毫、軒、同、か、ぶ、共、や、起、瓦、五、千、共、書、入、来、ル、成、ノ、七、月、十、三日限リ元利共急度御返済可仕候若し少シニ而茂不足仕候ハバ組合請人方へ引取無相違御算用可仕候為其加判仍而如件  
文政八酉年十二月

借主

藤 七<sup>㊦</sup>  
組合 勝五郎<sup>㊦</sup>  
請人 嘉七<sup>㊦</sup>

当町

儀 八殿

元 治 郎殿

右の借用に対する瓦焼組合の保証がある。

「覚」「一札之事」<sup>(3)</sup>

一、銀百貳拾八匁八分宛 但シ瓦、藤、錢、ニ付

右之通り丑年より申年迄年々調立可申候若モケケ年ニ而茂不足仕り候ハバ則書入之質物売払急度相立可申候為後日仍而如件

并

酉年半年之分 一、銀百匁之割内 六拾四匁四分

頼母子入ル定メ仍而如件

近世における丹後灘綿産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

組合

勝五郎 助  
喜助  
兵四郎 助  
兵太郎 助

手米屋

元治郎殿

(ハ) 商業資本の融資貸付

商業資本の融資貸付を行った場合で、ここにおいても土地集中或は支配形態の確立がなされた過程を明らかにすることが出来るのである。

証文一札事 (4)

一、上田高巻升

所伝兵衛屋敷之内 預ケ口巻俵

一、中田高武石四升六合

半助作り 預ケ口 式俵八升  
友三郎作り 同 式俵斗八升  
四俵武斗六升

右者商売取入金拾兩丈借用差引被下候様相頼候処御承知被下忝奉存候然ル上者巻歩式之利足ヲ以年々御勘定可仕候万一不算仕候節右書入之田地請人方引取売払正銀ヲ以急度御算用可仕候為後日証文仍而如件

安政五年午十月

算所村 借主 利 助  
同村 請人 重 助

(1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「借用申銀子之事」

(2) 同 前 「借用申銀子之事」

(3) 同 前 「覚」「一札の事」

(4) 同 前 「証文一札事」

(五) 質奉公による貸付

更に蓄積された商業・高利貸資本は単なる利貸形態に止まらず、所謂質奉公と呼ばれる債務奴隸的な奉公人を「家内労働」に吸収し、極めて低廉な賃銀の上に寄生し、吸著することによって——所謂他人労働力の搾取と収奪によって——益々増殖して行った形態が見られるのである。即ち借金しても払い得ない貧民達は、田畑・家財は勿論のこと遂には人身売買的形式によって、彼の巨大なる商業経営の中に吸収されていったのである。かくて幕末に近づくに従って、かかる貧窮民の経済生活は極度に不安定化し、貧富の懸隔は益々甚だしくなり、農村の変質、封建体制の動揺が漸く顕著化し、封建制社会の解体に何の未練をも持たないといった農民心理、否むしろ封建社会の変革を待ちこがれるといった封建社会の末期的心理状態が醸成されつつあったのである。質奉公を担保にした所謂債務奴隸的な貸借関係の例証をあげると次の如くである。

〔例証一〕

借用証文之事<sup>(1)</sup>

一、銭式百式拾目

但シ無利足之定メ有がたき仕合存奉候

近世における丹後縮緬産地間屋の利貸と土地集中形態について(足立)

右之通髓ニ借用仕候矣正明白ニ御座候此引当ニ私妹きよ申仁御家様御奉公為致急度御返納可仕候料結之内三步塙ハ御貸可被下候  
残里三步式御返納可仕候右借用相済候共無年限礼奉公為致可申候若又病氣等いたし不算用仕候ハハ判形之もの罷出急度埒明し可  
申候請人加判仍而如件

嘉永二年十二月 日

借主 仙 治  
受人 和 三 郎  
同断 庄 八

手米屋 元 治殿

〔例証二〕

御年貢借用証文之事<sup>(2)</sup>

一、御年貢七俵壺斗

内

壺俵 組合請合大晦日之立

三斗 来ル酉正月附立物売立

五俵式斗 年季奉公勤立

右之通髓ニ借用仕候処矣正明白ニ御座候然ル上ハ来酉ノ年組合ニ而請合毎月廿日宛前書之通り勤立可仕候若し万一不勤仕候得ハ  
本人ニ加々わらず組合より以正銀ヲ御算用可仕候為後日之一札依而如件

天保七年申十二月 日

本人 要 助

請人 庄多郎

仲右衛門

忠二郎

庄右衛門

伝七

若右衛門

右の「例証一」は全くの質奉公で借金の担保である。従つて期間もなければ、賃銀の定めもないのである。借主仙治の妹きよは借金の引当物である。借金の返済がなければ無期限でしかも無給で奉公しなければならぬ。否「右借用相済候共無年限礼奉公為致可申候」とあり、実に苛酷極まる質奉公の契約であり、如何に彼が他人労働を家内労働に巧妙に吸収したかがこれによつて明らかにされる。

「例証二」は年貢上納に差詰つた貧農機屋が組合の保証で年貢米七俵壹斗を借り、内壹俵は機屋組合が支払い、三斗は附属建物売つて支払い、残額五俵式斗は組合が請人に立つて「毎月廿日宛前書之通動立可仕候」といつた方法で返済する契約の借用証文である。これによつて低廉な他人労働を如何にして自己の商業経営の中に収奪して行つたか、そして彼の商業資本も利貸資本も他人労働の上に如何に吸着寄生して膨脹の過程を辿つたかが明かにされるのである。

以上庶民層に対する利貸支配の実情を究明して来たのであるが、今残存貸付証文八十五枚を集計し、その利貸状況を見るとおよそ次表の如くである。まず担保物件では「なし」が三十三枚あるが、これは商取引上の金銭を利貸の貸付証文に書き改めた故であらう。請人を設けたのが十五枚、家屋敷を書入れたのが十五枚、土地が九枚、

貸付証文より見たる利貸状況

年	代	寛政	享和	文化	文政	天保	弘化	嘉永	安政	万延	文久	元治	慶応	累計
証文数	(貸付証文)	2	0	6	14	16	2	9	12	6	13	2	3	85
担保物件	土地			2	1	1			4		1			9
	家・屋敷			2	3	4	1		4			1		15
	家財道具			1	1	1								3
	頼母子銀				1									1
	縮緬公系	1			1			1	1	2				6
貸付先	寺社					1								1
	百姓			3	7	7		2	2	1	1	1		24
	機屋(町人)	2		2	6	8	2	1	10	5	12	1	3	52
	飛脚			1	1			6						8
	不													
利息	年二割						1							1
	年一割			2										2
	年九朱			1										1
	月一步								1	2				3
	月一歩										4	1		5
借理由	日四厘								1		1			2
	不	2		3	14	16	1	9	10	4	8	1	3	71
	難儀(不明)	2		3	10	8	2	7	10	6	13	1	3	65
	上納	2		1	4	6			2			1		14
	小作年貢			1										1
借理由	系代銀					1		1						2
	保証金			1				1						2
	商業資金					1								1

縮緬を担保にしたものが六枚、其の他家財、奉公、頼母子、糸の担保等で機業地帯利貸担保の特異性が担保物件によつて窺われる。

次に貸付先としては機屋、五十二人(町人を含む)、百姓二十四人、飛脚八人、寺社一人で、加悦谷縮緬機業が如何に零細であり、貧農の余業として経営されていたかが明らかに看取されるのである。利息は殆んど記載されておらず明記されたものから考えて年一割五歩前後でなかつたかと推測され、年二割以上の高利は殆んど見受けられない。藩貸の場合は年一割の低利息であつたようである。貸付理由は不明六十五枚、年貢上納のためが十四枚から考え、殆んどが経済生活の行詰りと、年貢上納のために借金したものと考えられるのである。

(1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「借用証文之事」

(2) 同 前 「御年貢借用証文之事」

#### (六) 頼母子講による利貸支配

彼の豊富な商業資本・利貸資本の活躍は、当時庶民の金融機関として盛んに結成された頼母子講の参加となつて現われ、更にその増殖が行われた形跡を見ることが出来るのである。この頼母子講は単に民間のものに限らず、幕末における貨幣経済の進展、殊に物価騰貴の渦中にあつて、藩庫の空乏に悩む領主或は家中武士にとつても重要な金融機関であつた。この支配階層の強制的結成による頼母子講或は積立講に彼が参加していた事については、次の藩貸において述べることにする。それ故ここではまず庶民結成の頼母子講への彼の参加としての種々の例証をあげることにする。たとえば、「天保六未五月頼母子帳」<sup>(1)</sup>によると次の如くである。

覚

一、銀五百匁也

此質物

小井根

上々田壱反壱貳拾八歩

長助分

高式石式斗三升四合三勺

右之銀子隨ニ借用申処実正也然ル上者申年より子年迄五ヶ年間壱ヶ年附百廿匁掛戻シ可申候万一少しも滞候へハ右之質地請人方へ引取売払以正銀無滞御算用可仕候為後日請人加判依如件

本人 丹波屋 庄 七印

請人 丹波屋 庄 太良印

同 手米屋 元 治良印

京屋 重兵衛様

中屋 儀右衛門様

奥屋 源四郎様

手米屋 元治郎様

丹波屋 才治郎様

前書事通致承知候 己上

加悦町 庄屋 與右衛門印

同 町 組頭 長兵衛印

同 断 儀 八印



右の講の覺書によつて明らかな如く、手米屋元治良は、請人であり、貸付人でもあり、このような頼母子講の利殖においても彼の商業・高利貸資本が活躍し、時には土地・家屋敷等の不動産を、或る時には貨幣・家財等の動産を集中し、蓄積したことは、全く疑いをはさむ余地がないところである。

次の「例証」は年代は明かでないが、相当巨額の頼母子講であつて、恐らく商業資本家を中心に、富豪の間で結成されたものであらうと考えられる。

式拾人講仕法<sup>(2)</sup>

一、講会毎年三月九月兩度ニ相勤可申事

一、年々式会宛拾ヶ年にて満尾之事

一、圓当り儀振圖ト相定メ候事

一、会毎懸戻し銀拾八貫づつ会席ニ於而御渡可申事

一、懸銀会席へ御持參可被下候事

仕法左之通

一、銀三百貫目

発起人借用

但唐口拾五貫目懸式拾人結

式会

一、銀百貫目

掛戻し銀会毎拾八貫づつ  
四貫百匁づつ 廿人

三会

一、同百貫目

掛戻し銀会毎同断付略ス  
七貫目 空 壹人  
三貫九百四十七匁三分九厘 十九人

.....

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

更に慶応三年卯九月の「三拾人講仕法帳」<sup>(3)</sup>が残存しており、民間における頼母子講への参加の実情と、その金融及び利殖における彼の商業・高利貸資本の活躍ならびに、金力による一般庶民の制圧情況が窺われるのである。殊に景気、不景気の経済情勢に敏感な縮緬機業地帯の機業家・貧農機屋、糸・縮緬商人にとつて、かかる頼母子講の金融機関は必要かくべからざるものであっただけに、これを通じて、利殖をはかり、更には政治的・経済的にその地方における民衆支配の地位を確立するのは割合容易に行われたものであると考えられる。

(1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「天保六未五月頼母子帳」

(2) 同 前 「式拾人講仕法」

(3) 同 前 「三拾人講仕法帳」

### (七) 近郷における村貸

彼の強大なる商業・高利貸資本は、近郷諸村の財政とも結び付き、必然的に近郷における彼の政治的支配力を強化発展せしめている。次に彼の近郷諸村との経済的な結びつきについてこれを明らかにすると次の如くである。

〔例証一〕

覚<sup>(1)</sup>

一、米五拾俵也

御、払、米、三、河、内、村、へ、

代式拾貳貫匁

外百六拾三匁九厘

封 差

メ

外ニ銀廿貳貫六拾三匁九厘

米、五、拾、俵、代、明、石、村、へ、

四拾四貫三百廿六匁分八厘

米百俵かし

十二月廿四日

金四百拾貳兩司口所より  
御下銀入

入 四拾壹貫貳百匁

右之通御座候 己上

己十二月

庄、  
啓、屋、  
助、

杉本元治郎様

〔例証二〕

覚<sup>(2)</sup>

身、元、者、村、

三月廿日

一、入銀拾壹貫匁

金百拾兩

〃 壹貫三百貳拾匁

十ヶ月分

四月廿日

入同五貫貳百匁

同五拾貳兩

〃 五百六十壹匁六分

九ヶ月分

五月廿二日

入同五貫四百匁

同五拾四匁

〃 五百拾八匁四分

八ヶ月分

六月廿九日

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

入同五貫四百匁

同五拾四匁

〃四百五拾三匁六分

七ヶ月分

〃式拾九貫八百五拾三匁六分

内式拾七貫匁

金貳百七拾匁

年延かし  
御上様へ、

引残貳貫八百五拾三匁六分

返

此金貳拾八匁式歩ト

錢三百六十文

右之通返済相渡し申上候御改御請取可被下候

午正月六日

庄、屋、啓、助、

杉本元治郎様

「例証一」は、三河内村、明石村へ各々米五拾俵宛、合計四拾四貫三百廿六匁七分八厘を貸付け、内四拾壹貫貳百匁、此金四百拾貳匁の入銀のあつたことを加悦町庄屋啓助より杉本元治郎へ宛てた覚書であり、「例証二」は、村貸金の返済についての覚書である。村貸の形式は元治郎が元金を加悦町に貸付、更に加悦町が他の諸村にそれを貸付たもののように考えられる。なお「例証二」の「内式拾七貫匁（金貳百七拾匁）、年延かし御上様へ」より、彼の藩貸の一部をも明らかにすることが出来る。

(1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「覚」

(2) 同 前 「覚」

#### 四、御用聞商人・扶持商人としての藩貸

彼の豊富なる商業・高利貸資本は単に近郷諸村にとどまらず、遂には領主の財政にまで侵入していった。そして利貸資本による領主経済への侵入は、やがて彼が政治的特権を得て御用商人に転化していくべき必然的な径路を準備したのである。

即ち「御用聞要控」<sup>(1)</sup>によると、嘉永六年十月三日に彼は、三人扶持をもらい御用聞を仰付けられているのである。

「三人扶持被下并御用聞被仰付候内談之義有之旨明後五ッ四ッ時元ノ所江可被罷出候以上

嘉永六年

十月三日

平田 保右衛門

塩 沢 伝 七

松 井 順 平

かかる宮津藩主の優遇は彼の強大なる商業資本・高利貸資本の前に封建領主が低頭して、これに依存せんとする現われであった。又彼、利右衛門もこの藩の厚遇に答えて、単に藩財政を援助するだけに止まらず、藩権力と結合し、その特権を大いに利用して、益々商業・高利貸資本の蓄積を図り、巨大な商業資本家たらんとしてその成長を企図したであろうことは推測し得るところである。

さて前述の「三人扶持被下并御用被仰付」られた折の「内談之儀有之候間明後五ッ四ッ時元ノ所江可被罷出候」の申付は藩貸御用の仰付であった。同じ「御用聞要控」に、

丑十月五日

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

六五（四九七）

一、銀六貫五百匁

内

三貫貳百五拾匁

来ル十一月十日納

壹貫六百廿五匁

〃 十一月十日納

壹貫六百廿五匁

〃 十一月十日納

右御用被仰付候

とある如く、藩主の優遇と特権附与の裏には必ず藩の収奪がひそんでいたのである。

「御用儀有之候間明後五ッ四ッ時麻上下着御本丸江可罷出候以上

安政元年

九月六日

元ノ

長津佐之右衛門

加藤 村 夫

中村 佐次兵衛

来ル五ッ御用之儀有之元ノ中より奉札被出候間御受之義ハ拙者共迄可申出候以上

安政元年

九月六日

帳元

松井 良右衛門

鈴木 別 助

三宅 源 藏

大様御紋

一、金目貫

被下

右者御頼銀 三貫匁御受の為

一、御奉札前ニ同断

安政元年九月廿五日四ツ時御用

小もと大様御紋付

一、りう物絹

壹反被下

右者三貫目御頼銀献金ニ致候為

右の如く宮津藩への貸付、或は献金等の功勞に対しては、藩主から紋付、上下、羽織等が下賜されており、その事例は枚挙にいとまがない有様である。

覚

一、金千百四拾両

安政二年三月

此度並御用聞廿四人より臨時御借入高

内

八百四拾両ハ当四月八日納、恐人ニ付金三拾五両宛

三百両の納方の義ハ追而御沙汰有之候事

右者今般於江戸表若殿様被為入候御殿不被極御造當候半而志難相成候処御同所ニ而先年外様江御譲リニ相成候御中屋敷御買戻し御用ひ之事ニ相成候右御入用金之内無御抛前書之通臨時御借入被仰付候日限無相違御帳元様へ御納金可被成候此廻状早々御順達可被成下候以上

安政二年卯三月

以上の如く、役職ならびに特権の附与と引換えに、次から次と藩貸の強制があつたわけである。宮津藩ではか

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

かる藩財政の窮乏の弥縫策として、盛んに町方並御用聞を任命し、その豊富な商業・高利貸資本の借上げを行っているのである。即ち安政二年十月改の町方並御用聞は次の通りであつて、この町方並御用聞に対して、<sup>(2)</sup>

四辻村	坂根庄右衛門	小田屋	与兵衛
後野	六兵衛	嶋ノ溝川	祐右衛門
弓ノ木	善右衛門	綿屋	友吉郎
河守	茂兵衛	後野	利三郎
多名賀屋	武左衛門	徳光村	勘兵衛
細屋	藤左衛門	浅茂川	九兵衛
後野	清兵衛	岩屋	権兵衛
丹出	八郎兵衛	河守	又四郎
網野	仙七	油屋	六兵衛
弓ノ木	市衛衛	袋屋	勘兵衛
掛津	久治	加悦	利右衛門
河守	八郎助	メ	
金、阡七百六拾両	壱人付百廿兩づつ		

此度御頼五ヶ年講当三月十一日限り掛金掛屋納無遅滞可被納候以上

但シ当九月より以後年兩度ニ金満講掛金一統ニ可被相納候

安政三年三月七日

元 所

右の如く領内地方の富豪二十三名を町方並御用聞に任命し、その優遇と引換えに一人宛百廿兩合計二千七百六



拾両の巨額の金を借上げているのである。以上の諸例証によつて、御用商人、扶持商人として杉本利右衛門の藩貸付の情況が如何なるものであつたかを明らかにすることが出来る。

(1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「御用聞要控」

(2) 同 前 「同 控」

(一) 調達銀としての藩貸

宮津藩では前述の如く、藩財政窮乏のしわ寄せを貢租の加重のみならず、地方富豪の上にも種々なる名目でかけて来た。そのうちの一つの例として調達銀がある。調達銀は藩内富豪の藩貸であり、貸付金には月一步の利子がつき年末に返還されたのである。但し藩財政の都合により、その規定通りに金額が返還されるとは限らなかつた。又、一年の中途における返還金に対しては藩からの貸付として月一步の利子がつき、極月十二月に勘定されたのである。

彼、利右衛門が行つた領主貸の事情如何というに、凡そ次の如くであつた。

上納控<sup>(1)</sup>

嘉永六丑十一月十一日納

六六、四がえ

一、銀三貫貳百五拾匁

金四拾三兩一分二朱

外ニ四匁八分八厘(半封外)

札 四百廿三匁五分

十二月九日

七〇がえ

一、銀三貫貳百五拾匁

金四拾六兩一分二朱

札 九匁七分五厘

近世における丹後縮綿産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

外ニ四匁八分八厘

半封

合銀六貫五百匁

銀九百四十二匁五分

十四ヶ月半

月 三十五匁

鞍思様頼母子

銀九百七匁五分

七〇がえ

此金拾兩貳分三米

札 十六匁九分五厘

寅十二月

入 済

安政元年寅十二月改

一、改銀六貫五百匁

取替也

〃七百八拾匁

十二月分

卯四月八日納

六九がえ

一、銀貳貫四百拾五匁

金三拾五兩取替也

〃貳百拾七匁三分五厘

右者若殿様御中屋敷御買被成候ニ付臨時御借入

さらに安政年間における彼の調達銀による藩貸の「覚」<sup>(2)</sup>を次にあげると次の如くである。これは寅年大晦日の調達銀拾老貫五百六拾匁と、その十二月分の利息貳貫八拾匁の調達による貸付金が返還されなかつたので未年までの元利を書出したものと推測される。なお利子は高利で月一步五厘になっており、普通の藩貸の利子月一步

より高くなっていることがわかれるのである。

覚

寅大晦日

一、銀拾毫貫五百六拾匁

調達銀

〃 貳貫八拾匁八分

十二ヶ月分

卯大晦日改

〃 銀拾三貫六百四拾匁八分

十三ヶ月分

辰大晦日改

〃 銀拾六貫三百匁七分六厘

〃 貳貫九百三拾四匁四分四厘

十二ヶ月分

己大年改

〃 銀拾九貫貳百三拾四匁九分

〃 三貫七百五拾匁八分

十三ヶ月分

午大晦日

〃 銀貳拾貳貫九百八拾五匁七分

〃 三貫百三匁六厘

九ヶ月

未九月晦日改

〃 銀貳拾六貫八拾八匁七分六厘

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

調 達 銀 貸 付 収 支 表

年 代	調 達 銀 高 實 収 分 庫	利 子 實 収 分 庫	備 考	返 還 銀 實 収 分 庫	利 子 實 収 分 庫	備 考	差 引 残 高 實 収 分 庫
元 治 元 一 月	3,850.00	0.385.00	年 1 割				
3	10,000.00	1,000.00	利子ハ10ヶ月分月1分				
4	15,000.00	1,350.00	利子ハ9ヶ月分				
7	8,300.00	0,498.00	利子ハ6ヶ月分				
9	8,800.00	0,352.00	〃 4ヶ月分				
〃	4,400.00	0,176.00	〃 4ヶ月分				
11				1,000.00	0,020.00	横山講掛銀2ヶ月分利子	
12	498.20	59.78	亥年分	10,000.00	0,100.00	非常候カリ1ヶ月利子	
合 計	54,668.98			26,040.00		御払米300俵受封代	
				0,078.12		9ヶ月	
				0,448.90	0,060.58		
				0,224.11			
				0,055.50			
				0,207.20	0,012.46	7月ヨリ	
				0,013.83		御酒料被下ヨリ	
				0,255.34	0,023.98		
				0,176.22			
				0,051.59			
				0,384.83		12月入用	
				合計			
元 治 二 年	76,573.96			39,152.27			15,516.78
(慶 応 二 年)	38,564.00			合計			0.973.22
〃 三 年	27,400.00			38,564.00			0
				27,400.00			0

杉本利右衛門

右に作製された調達銀收支表は年間の調達銀の貸付金及び返還金をまとめたものである。ここで注目すべきことは返還金が御払下げ米で行われていることである。此の場合、彼は完全に御用達商人となり、此の払下げの米をうけて、近郷諸村や近郷の貧農、貧農機屋、機屋、町人等に売却しているのである。

更に加悦谷における当時の大商業資本家であり、何れも御用聞商人であった下村五郎助、中垣清蔵、杉本利右衛門の三名が、その調達銀合計銀七拾貫でもって七拾三貫廿壹匁八厘の払下げ米貳百俵を請取っている文書よつて調達銀清算の情況を明らかにすると次の如くである。

下村五郎助  
中垣清蔵 杉本利右衛門

安政元寅年十二月

一、御米貳百俵

御払米受

八百八拾五匁封差

外ニ六匁三分八厘貳毛

代銀七拾三貫廿壹匁八厘

同十二月廿三日

一、銀七拾貫匁

右三人割合調達銀

々六貫七百廿匁

掛屋済八ヶ月壹分貳利足

残り銀三貫六百九拾八匁九分貳厘

徳

三ッ割

近世における丹後縮繻産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

壹貫貳百三拾貳匁九分七厘宛

八月五日

此金拾貳兩壹分壹朱ト

手前分入済

銀拾壹匁九分五厘

心控

一、銀七拾壹貫三百拾匁六厘

米貳百俵

内銀 七拾貫目

御上調達

残り銀壹貫三百拾匁

米代不足

銀三貫六百九拾八匁九分貳厘

前書三人割宛利候徳銀

ノ五貫八匁九分貳厘

全三人徳銀也

寅十二月

一、銀三百六拾八匁

右御礼入用 三人

卯八月

一、錢百文

石川様江三人分礼割当し済

要するに幕末における宮津藩財政の窮乏は遂に用達商人・特権商人・扶持商人等の豊富な商業資本・高利貸資本に救いを求めざるを得なくなつて、彼等に殊遇を与える事により、種々の名目で巨額の金を収奪献金せしめたが、なおそれでも補い得なかつたため、藩主は富豪からの借り入れ金をもつて、その危機に対処したのである。そのため領内の町方並御用聞商人達は多かれ少なかれ領主貸、武士貸を行つた。否、むしろ御上から強制されて行わざるを得なかつたのである。

(1) 加悦町加悦杉本誠「上納控」

(2) 同 前 「覚」

(3) 同 前 「下村五郎助・中垣清蔵・杉本利右衛門」

## (B) 御頼銀の上納

前述の調達銀の場合は、大体利息付で元利が現金或は御払下げ米によって返還されたのであるが、御頼銀の場合は、上納であり、献金であつて、藩側の「御下ゲ」がない限り、返還されることのない金である。幕末に至つて、貨幣経済発展の渦中にあつて、外国貿易による物価の騰貴に堪えかねた領主経済は、領民の困窮を省みる暇もなく、そのしわ寄せを種々な名目でもつて領民の上におつかぶせたのである。その領主収奪の一つが御頼銀であつた。次ぎにそれが如何にして領民から吸い上げられ、又如何に巨額のものであつたかを示すと、嘉永三年の御頼銀として、惣高千四百貫、嘉永六年は惣高七千両、安政四年には千四百貫に上る巨額の御頼銀が領民の上に加重されているのである。しかし加悦谷機業地帯切つての富豪商人たる彼に対する年間の御頼金額は大体六貫前後であつて、減額或いは「御下げ渡し銀」等を差引くと正味三貫から五貫前後までであつた。そしてかかる上納献金に対し、領主側は紋付・さかずき等の功勞下賜品でもつて、その功を賞揚している。まったく蝦で鯛を釣るといった方式で、献金を強制しているのである。

御頼見付銀上納<sup>(1)</sup>

嘉永三戌四月御封札

一、銀式貫五百匁

惣高 千四百貫匁

近世における丹後縮緬産地間屋の利貸と土地集中形態について(足立)

立命館経済学（第六卷・第四号）

内巻貫匁

四歩御減少

差引銀壹貫五百匁

上納

内

半銀

四月上納

半銀

（五六七八  
四ヶ月ニ上納）

年賦御下ケの事

八百五十匁

亥十二月御下ケ

同百五十匁

子十二月御下ケ

同三百匁

二ヶ年分安政四年七月御頼銀に御差繰

大様御紋三ッ組盃被下

嘉永七年寅八月

一、銀六貫匁

惣高千四百貫匁

内三貫目

減少

内

差引三貫目

献金

六百貫匁

身元

九・十・十一・十二

四百貫

高より

四ヶ月分上納

貳百貫

町方

大様御紋付

貳百貫

江州

二、金目貫

被下

（1）加悦町加悦杉本誠二氏藏「御頼銀上納控」



御頼銀上納表並に下賜品表 (自嘉永) (至慶応)

年 号	御 頼 銀	利右衛門 割当額	正味上納	御 下 賜 品
嘉永3年	1,400,000 <small>費 及</small>	2,500 <small>費 及</small>	1,500 <small>費 及</small>	大様御紋付・三ッ粗盃被下
〃 6年	7,000両	6,000	0,600	
〃 7年8月	1,400,000 <small>費 及</small>	6,000	3,000	大様御紋付・金目貫被下
安政4年	1,400,000	6,000	4,756	
5年	1,050,000	4,500	3,150	
万延元年	1,400,000	6,000	3,465	
文久元年	不 明	70.00	4,900	
文久2年	1,002,000	6,000	3,600	
元治元年4月	1,000,000	6,000	4,200	岩ヶ織絹1反被下
元治元年9月	1,500,000	6,000	4,200	御紋付・さかづき・二ッ粗
慶応元年	1,500,000	8,500	6,800	御紋付・さかづき・たい
〃 2年	2,250,000	12,800	3,020	黒縮緬裕小袖
〃 3年	2,000,000	11,600	5,800	岩ヶ織小袖・大様金紋付

(三) 講銀による藩貸

およそ我国に於ける講は古く室町時代に於て、始め主として社寺参拝の目的のために発生したが、後には転じ

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について (足立)

て金融機関にも亦講の名称を用いることとなつた。之即ち頼母子講・無尺講と称せられるものである。

宮津藩ではその財政危機を救わんとして盛んにこの金融機関としての講の結成を強制し、領民の間に蓄積された商業・高利貸資本を巧みに利用せんとしているのである。次に講による藩財政への利用状況について述べてみよう。

① 御積金講について

幕末非常の秋に至つて益々窮乏して行く藩の財政的危機を救い、火急に備えんとして、領内の御用聞商人四名をもつて結成せしめたもので、その仕法を掲げると次の如くである。

御積金講仕法<sup>(1)</sup>

海防御手当者勿論近來諸国不慮之天災度々有之候ニ付而ハ非常之御手当金并ニ御軋屋被成度思召御手許を始御省略者被極候得共近來引統重々御物入多御新借も相増候折柄別段御貯置可被成御猶予も無之乍併此儘ニ而ハ非常御備金御出来難も被存方一火急御臨時御出来之御御差支之程も難斗候而無御扱五ヶ年之間左の書だし通り積金講御企可被成候間一同出精いたし速ニ被懸候様御頼之事

- 一、金三十両づつ      千賀八郎助      糸井市郎兵衛
- 二、金廿五両づつ      三上金兵衛      山本善治
- 三、金廿五両づつ      今林仲藏      小室利七
- 四、金廿五両づつ      小室算藏      小室徳藏
- 五、金廿五両づつ      糸井勘七
- 六、金廿式両二分      貞下六郎右衛門      矢谷善左衛門

一、金拾両づつ

佐川与平 江州三人

坂根庄右衛門 石川利三郎 志賀六兵衛

永嶋由兵衛 山添兵衛門 山中九平

竹津助右衛門 河守又四郎 綿屋与左衛門

荒木六兵衛 弓木市兵衛 多名賀屋善右衛門

後野清兵衛 加悦利右衛門 懸津久治

日野出村八郎兵衛 河守村八千助 網野仙七

綿屋藤左衛門 袋屋勘藏 江州三人

都合廿三人

右辰三月五日御談あり、御用聞御仕法之通五ヶ年御受仕候

とあり、御積金講が藩主の御用聞衆への呼びかけで結成され、上から下への強制で出来たものであることはこれによつて明らかである。「非常の御手当金并ニ御転屋被成度思召御手許を始め御省略者被極候得共近来引続重々御物入多御新借も相増候折柄別段御貯置可被成御猶予も無之乍併此儘ニ而ハ非常御備金御出来難も被存万一火急御臨時等御出来之せつ御差支之程も難斗候」と藩庫の窮状を訴えており、今や封建領主と雖も町人の金力に頼らざるを得なくなつた幕末の経済事情を赤裸々に窺い知ることが出来るのである。

さて積金講の具体的内容を見るに、およそ次の如くなつてゐた。

積金年四朱利付<sup>(2)</sup>

一、金四拾六両迄分三朱 上御懸金

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

一、同百八十兩 御用聞六人三十兩づつ

二、同七十五兩 同 三人 廿五兩づつ

一、同百八十兩 同 五人ト廿貳兩二分づつ  
江州三人

一、同三百四十五兩 江州三人并御用聞廿人

ノ金八百貳拾六兩三分三朱

内

六兩三分三朱

卷分 上 六人  
三朱 中 十一人  
二朱 並 廿三人

右為会料被下之分

差引金八百貳拾兩

辰三月元

ノ百六拾四兩

辰三月より酉二月迄五年

右八百廿兩づつ申九月迄拾会

ノ八千貳百兩

即ち毎年四朱の利息で八百廿兩ずつ年二回五ヶ年間、合計拾回で八千二百兩を積立てることになっているのであって、領主としては体のよい融資を受け、民間富豪の蓄積せる資本を藩庫空乏の救済に巧みに利用したのであった。さて利右衛門はこの積金講結成の御用聞商人の一人として懸金拾五兩の中の一人に含まれていた。即ち彼の「懸金<sup>(3)</sup>覚」によると、

手前掛金

安政三年辰三月五日

一、金拾五兩

掛屋納

七〇匁四分がへ

此銀壹貫五十六匁

入金港分

飯事料

同 貳朱

同

安政三年辰九月

一、金拾五兩

同 断

七〇匁八分がへ

代銀壹貫六拾貳匁

入銀貳朱

飯事料

.....

万延元年申九月

一、金拾五兩

同 断

入貳朱

飯事料

万延元年申九月

元金拾会 金百五拾兩

々 拾六兩貳步

利 足

外ニ 金三拾三兩貳步

文久元年酉三月上納 (藩貸金)

メ 金貳百兩

文久元年酉三月一日改

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について (足立)

となつており、彼が領主規定の仕法通り、積金講に参加し、藩に対する融資を行っていることが明らかにされるのである。そして五年後には元利百六拾六両式分の積立を行い、同時にこれを領主に貸付け、藩財政と緊密不可分関係の御用商人・扶持商人となつていたのである。

③ 四十人講について

幕末における貨幣経済進展の渦中にあつて動きのとれなくなつた藩財政の危機を突破するため、藩主自らが諸種の名目で講を結成し、領内に蓄積された貨幣を吸い上げるべく努力していることは前に述べた通りであるが、次の四十人講も亦、前述の積金講と全く同じ趣旨のものであつた。

四十人御講<sup>(4)</sup>

文久式戌九月十一日

御城内関様御宅ニ、而御酒御膳金式百疋被下御講御頼之事御用人様御元メ様限元様御立会

右仕法書写

一、壱口銀壱貫匁掛 四十人壱口壱ケ年壱会与相定拾八ケ年之間年々ニ掛出し、二拾ケ年目満会之節壱口ニ付銀式拾貫目宛割渡し可申候事

一、集金銀半分元メ所預ケ半高座中之内圖渡し四本壱口と定メ壱ケ年限り預け可申候尤時宜敷ニヨリ元メ所并ニ連中之内へ割預ケ可致事 但利足年壱割之事

一、集会之義者十一月十九日定メ其節掛銀持參之事

一、集会之節蘆酒飯差出し、焼物料として壱口ニ付金百疋宛差出し可申候若し不參之者ハ別段御膳料出し不申候間無不參様可致事 但シ講会之節焼物料金式百疋差遣し可申事

一、会毎ニ銀四匁宛本圖差出し可申候但シ結会之節ハ左之通り

金五拾疋宛

八本江

同廿五疋宛

三拾貳本江

右之通りに御座候 以上

文久貳戌年

勘定所

元ノ所

上用聞七人

并用聞廿人

右初会戌月廿八日酒見屋ニ而御酒焼物料貳百疋被下

即ち右の仕方書によつて、結成の趣意ならびに、規定を明らかにすることが出来る。「御酒御膳金貳拾疋被下御講御頼之事」とあるように藩主の御声がかかりであり、藩主が講の結成を必要としてそれを藩民に強制している。しかしその場合に酒宴ならびに金貳拾疋を贈与し、所謂御馳走政策をとつて加入を強要している事は注目すべきことであつて、封建社会の鉄則たる身分制度崩壊を物語るものであり、金力の前には封建領主自らが低頭して依存せざるを得なくなつた幕末における領主経済の危機を窺知することが出来るのである。

「十八ヶ年之間年々御銀壹貫匁づつ掛出し、貳十ヶ年目ニ貳拾貫目御下ヶ之事」とあつて、毎年壹貫宛十八年間掛金の後、二年据置いて、二拾年目二拾貫になるのである。一種の積立貯蓄に似ている。しかし此の間に積立てられた巨額の金は藩の財源として流用されたことは勿論である。又但し書によつて、その御下ヶ銀の半分は藩に預け、残り半分は下方預けになっているから、この四十人講の積金は全く藩財政弥縫を目的とする献上納に等しいものであつた。

近世における丹後縮繭産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

八三（五一五）

さて彼利右衛門はこの四十人講に対して、明治維新政府になるまで忠実に掛金を行っているのである。即ち

懸金<sup>(5)</sup> 覚

慶応元丑十一月

一、銀沓貫目

八十三がへ

入金沓分

寅十一月五日

一、同沓貫目

八〇がへ

入金沓分

同札三匁

卯十一月七日

一、同沓貫目

八〇がへ

入金沓分

荒木六兵衛渡し

焼物料

同人廻り

焼物料

花くじ二本中り

石利・中清・手利三人分

荒木六兵衛廻り

膳料

.....

といった具合で、銀沓貫目を持参して参会するたびに、膳料・焼物料として金沓分宛貰い受け、時には花くじが



あたつて幾何かの入金があつた。しかしこれ等の金は何れも参会意慾を維持する手段に外ならなかつたのである。更に褒賞策をもつて、講結成の御用聞商人等の名誉欲をそそり、不満の起るのを抑えている事実が発見されるのである。例えば

文久三年亥二月十八日

一、金老兩式歩

右積山講ノ廉ニ而  
御紋付料紙箱、硯箱料被下

とあつて、御用聞達は藩主からの下賜品によつて積金講への強制参加の不満を抑えられていたと考えられるのである。やはり蝦で鯛を釣らんとする苦肉の策に外ならなかつたのである。しかしこの四十人講の満講は明治十二年に当るわけであるが、封建社会崩壊に伴う宮津藩主没落後どうなつたかについては、次の如き口上覚が明治七年十月、豊岡県宮津支庁に提出され、新政府による後始末を願出ているが、その結末は不明である。

口上書<sup>(6)</sup>

一、積山講通 志冊

但文久二戌年より慶応元丑年迄四会分記載有之候  
同辰己酉年分懸屋請取書有之候

右者旧宮津藩會計方御用途ニ付、加入被申付銀、忠貫目懸ケ、口上入講仕別紙通帳之通懸銀調達仕候尤慶応三年卯年翌明治元年辰年分懸屋江上納仕候得共請取書紛失仕奉恐入候

新三百人講之儀者郷中圖数式百五十本引請御高割ヲ以テ調達罷在候ニ付小前之者共江別段通帳不被下儀ニ御座候間前書積山講通奉指上候何卒出格之御憐愍ヲ以御採用被成下置候様奉願上候 以上

明治七年十月

豊岡県

宮津御支庁

丹後国与佐郡

後野村

杉本 利右衛門

近世における丹後縮絨産地問屋の利貸と土地集中形態について(足立)

八五(五一七)

③ 七拾人講について

此の七十人講も前述同様御用聞商人を中心に藩の強制により結成されたものである。即ち

① 以廻状申上候然者昨廿二日元メ御役所へ近ク而御召出シニ而右別紙仕法帳通り御講此度御取結び被仰付上御用聞六人式口宛

御用聞八人壱口半づつ并御用聞廿七人壱口づつ江州御領分御用聞中 京山本藤兵衛五口、不足之分ハ御上様持ニ相成而日限御沙

汰有之候間御承知被下御名下ニ御講印被成早々順達可被下候右仕法帳留リ之方より油屋六兵衛へ此廻状御戻し可被下候 以上

寅年正月廿三日

小田 与 平

綿屋 与 吉郎

油屋 六 兵衛

さてこの七十人講の仕法は次の通りである。

仕 法

一、人数七十人立壱人結出金廿兩づつ初会金拾五兩づつ二会目より追々相減じ壱ケ年ニ兩度都合拾八ケ年満会之事

一、毎会本〇当り金四百兩渡ス事

右 團 当 り 之 方 金 式 拾 兩 づ っ 満 会 迄 出 金 元 利 濟 仕 法 之 事

一、会度酒飯差出し候事

一、初会本團金五拾疋づつ四拾人江渡

一、式会目より以後満会迄花團銀四匁づつ四拾人江渡

この講は普通の頼母子講であつて、掛金は廿六講会より、実が廿人になり、掛金がなくなつて、落札者の掛銀によつて講銀が賄われるに至つてゐる。即ち

「廿五会迄参人分懸金ノ式百七拾壹兩貳米、右四百兩渡シ金之外酒会之節四拾兩宛七拾人江相渡シ可申事右仕法之通り相違無之候 以上

宮津 元ノ所

京都産物用場

勘定元 山本 藤兵衛

初会参人分

一、金貳百五十疋

膳料・焼物料

一、同貳百疋

菓子料

ノ

右之外当日酒飯差出候事

不参人ノ右之外

一、金百疋づつ

御飯料差出候事

式会目より満会迄参人分

一、金百五拾疋づつ

膳料焼物料

右之外ニ当日酒飯差出候事

不参人江右之外ニ

一、金五拾疋

差出し候事是は惣割り成る事

右仕法帳写

この七拾人講に対し、手米屋利衛門の掛金状態は次の如くである。

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

手前掛金控

安政元年寅三月十五日

一、金拾五兩

結会懸屋

入札七拾匁八分三厘

御膳料何角被下

寅九月

一、金拾匁兩匁分

初会

入金壹歩貳朱

御膳料

卯三月

一、金拾匁兩、四匁三分壹厘

二会

入札廿五匁三分一厘

御膳料本くじ共

同五十三匁一分四厘

金三拾兩ヲチワリ

.....

右の如く掛金をして元治元甲子年九月五日に落札している。即ち

元治元甲子九月五日

入金四百兩

石川利三郎

内式拾七兩壹朱

杉本利右衛門

落

差引三百七拾貳兩三分三朱

八八がへ 内

百八拾六両貳分

手前取り

荒木わり

とあり、以後は掛ヶ返し毎会拾五両宛を行い最終会（三十五会）の明治四年まで継続している。

#### ④ 三百人講について

この三百人講も藩財政の危機を弥縫せんとしたもので、嘉永元年申年が最初で、その後安政三辰九月五日に新三百人講、元治貳丑壬五月七日に新々三百人講合計三回到わたって三百人講が結成されているのである。

これ等の前後三回到わたる三百人講のうち新三百人講（元治貳丑壬五月七日結成）については、明治七年十月杉本利右衛門から、豊岡県宮津支庁宛に次の如き「口上書」<sup>8)</sup>が提出され、後始末を新政府の手で行って貰いたいと願ひ出ているのである。即ち次の如し。

「新三百人講之儀者郷中鬮數貳百五十本引請御高割ヲ以調達罷在候ニ付小前之者共江別段通帳不被下儀ニ御座候間……何卒出格之御憐愍ヲ以御採用被成下置候様奉願上候 以上」

右の口上書によつて明らかになく三百人講の結成者は一般の領民であり、その持高に應じて掛銀を引受けていたこと、及び通帳も一般領民の手になかった事が明かにされると、同時に藩経済の危機を領民大衆の上にしわ寄せした事が明かにされるのである。貨幣経済・殊に幕末の物価騰貴の渦中であつてその日の生活に苦悩する民衆の上におおいかぶさつたこの三百人講は、宮津藩民を塗炭の苦しみに追い込んだものと考えられるのである。

#### ⑤ 御家中頼母子について

近世における丹後縮緬産地問屋の利貸と土地集中形態について（足立）

宮津藩の幕末における財政的危機は藩主は勿論家中の武士にも及んでいた。手米屋利右衛門所持の「御用聞要  
用、御頼銀諸御講控」の「御家中頼母子」に記載されたものには、(嘉永七寅年四月)松本兩右衛門様、(安政元寅年)鞍岡様、(安政三卯年)森様、(安政五年二  
月)河野半太夫様、(安政六年)関様等、数藩士の頼母子講控があり、藩士もその窮乏せる家計の危機を切り抜けんとして、自己の勢力下にある富裕領民を対象に頼母子講を盛んに結成し、これによる融資を受けていたと考えられる。

以上は宮津藩における領主ならびに家中藩士が種々の頼母子講を結成することよつて幕末の危機に臨んだ藩財政の建て直しに努力していること。その講結成の対象となつたものは三百人講の如く、一般領民を含むものもあつたが主としてそれは御用聞・扶持商人の如き大商業資本家であつたこと。その反面、講結成の一員に強制されたこれらの御用聞・扶持商人はこれらの講を引請けることにより、単にその褒賞を得るに止まらず、益々特権商人として、領主勢力と結合し、家業における利益を壟断せんと企て、ますます豊富な商業資本、高利貸資本の蓄積を図らんとした事は想像するに難くはないところである。

- (1) 加悦町加悦杉本誠一氏蔵「御積金講仕法」
- (2) 同 前 「積金年四朱利付」
- (3) 同 前 「懸金覚」
- (4) 同 前 「四拾人御講」
- (5) 同 前 「懸金覚」
- (6) 同 前 「口上書」
- (7) 同 前 「七拾人講」
- (8) 同 前 「口上書」

(9) 講引請による手米屋利右衛門の褒賞(藩主より)

「文久元酉三月九日

御奉札御元メ所より

右積金講御箇会井さい講式百両口御受申候ニ付

一、九ツ目御紋御上下被下」

## 五、むすび

以上近世における丹後国加悦谷縮緬機業地帯における糸縮緬産地問屋杉本利右衛門家の文書を中心として、彼の土地集中形態を分析し、その商業・利貸資本の蓄積ならびに活躍の形態を明らかにして来たわけであるが、武陽隠士は、富有なる百姓一人あればその辺に困窮の百姓が二十人も三十人も出来ると世事見聞録で述べ、武元立平は勸農策において「豪商と申は十ヶ村に一人か二人にて御座候。又借銀も不仕、身上程々に渡世仕候もの百家の村に十人には過不申候。残る九十人は皆困窮の小民にて御座候」と述べ農村における貧富の懸隔の甚だしくなつたことを明らかにしている。同じく勸農策には、「在方一統困窮仕候内に、間には富豪の者も相見へ候。是は如何にして富有に相成候ぞと申に、耕作計に身上仕出し候にては無御座、多くは酒、油店商、質屋等にて御座候。一向無商売の者も皆金貸しを仕り、其利息を取つて手前よく相成候にて御座候(中略)金貸ほど利分よきものは無御座間々不払者御座候て、損毛多く御座候得共、利分の方多き事と被存候。又借銀する者ほど哀むべき事は無御座候。素より不足仕候ゆへに借銀致し候に一割半又は二割等の利息を加へ返済仕候事、如何にして出来可申哉、夫故に家財、山林、又は年貢安き田島などは此借銀利息に皆銀主へ取られ候様に相成候に付き、富豪の者の取持仕

侯田畠は年貢安く加徳御座候田地にて御座候」と説き、又藤田幽谷の「勸農或問」にも「富者は益々富、貧者は益々貧に、膏廩の地悉く富豪のために吸とられ」且つ「富者は地日々に益とも高はふえず、貧者は地をば日々に削らるれどそれだけの高は減せず」と述べ、富豪の利貸と土地の兼併集中についての実情を訴え、封建的農村統治の原則たる標準的平均的自営農民の維持政策が今や崩壊し、農村の窮乏が深化し、農民層に変化と動揺を来たし、封建体制崩壊の危機に対して深刻なる警告を発しているが、丹後国加悦谷機業地帯の農村経済も全くその通りであつて、近世における糸・縮緬の産地問屋であり、地方切つての豪商であつた杉本利右衛門家の豊富なる商業・高利貸資本も逐次近郷諸村の土地を兼併集中し、次第にその政治的、経済的権勢を高め、遂には巨大なる商業・高利貸資本家として周囲の農工民の上に君臨し、支配するに至つていたのである。

更に彼の商業・高利貸資本の威力は次第に町人たる彼の社会的地位をたかめ、身分制に基づく階級の混淆を招来しているのである。すなわち彼は藩貸或は藩献金の功勞によつて宮津藩の御用聞次の役を仰付けられ、扶持商人に取立てられ、かつては無用の階級と考え、最も輕蔑された商人階級たりし彼は、今や宮津藩主をはじめ家中藩士存在のためには欠くべからざる有用階級として隠然たる勢力をもち特権的商人としてその強大さを誇るに至つていたのである。逆に武士支配階級としての宮津藩主以下家中藩士に至るまで彼の商業・高利貸資本の前に低頭し制圧されるに至り、次第に武士・支配者としての權威を失墜し、彼等自らが封建社会体制崩壊を方向づけられているのである。かくて「塵塚談」に「武家は人を治め、商人は治めらるる法なるに、今は町人が人を治むる世のごとし」といつているが、まことに領主及び武士階級は、表面の地位のみ高くして実力これに伴わず、支配階級者としての権力は次第に経済的勢力を把握したかかる商人の手に墜ちていたのであつて、宮津藩における幕藩



体制の解体は最早いかんともなし得ない実情になつていたのである。殊に、幕末非常の秋に當つて「海防御手当者勿論近來諸国不慮之天災度々有之候ニ付而、非常之御手当金并ニ御転屋被成度思召御手許を始御省略者被極候得共近年重々御物入多御新借も相増候折柄別段御貯置可被成御猶予も無之乍併此儘ニ而、非常御備金御出来難も被存万一火急御臨御出来之節御差支程も難斗候……」と藩庫の空乏を領内の豪商に訴え、積金講への参加を強要し、依頼するに至つては、土農工商の封建社会における身分的鉄則を藩主自らが破壊し、封建領主の商業資本に対する屈服を如実に曝け出しているのであり、宮津藩における封建社会の崩壊と資本主義社会への移行過程における商業資本の果している役割を明らかにすることが出来るのである。